

令和5年度

指定居宅サービス事業者等集団指導

摂津市保健福祉部高齢介護課

次第

1. はじめに
2. 介護保険の理念
3. ヤングケアラー支援について
4. 指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査等
5. 事故報告について
6. 令和6年4月1日から実施が義務付けられる取組みについて
7. せつつ医療・介護つながりネットのご案内

2. 介護保険の理念

I 介護保険の理念（介護保険法第2条）

提供するサービスが要介護状態の軽減・悪化の防止又は予防に役立つものであること。

利用者の受けるサービスは、利用者の選択に基づき、多様な事業者等から総合的・効率的に行われるものであること。

事業者が提供するサービスの内容及び水準は、可能な限り、利用者の居宅において自らの能力に応じ、自立した日常生活を送れるように配慮されなければならないこと。



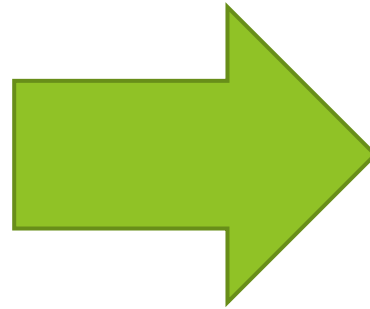
各事業者の皆様が、介護保険関係法令を遵守していただくことが重要です。（例：厚生労働省令・摂津市条例）

2 利用者本位のサービス提供

利用者と事業者の対等
な立場の構築

利用者の立場の理解

利用者の立場に立った
サービス提供



利用者本位の
サービス提供

3. ヤングケアラー支援について

ヤングケアラーとは・・・

(ヤングケアラーには法令上の定義はありませんが、)
一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子ども

※「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(R4.3)より

(ヤングケアラーのイメージ (例))



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

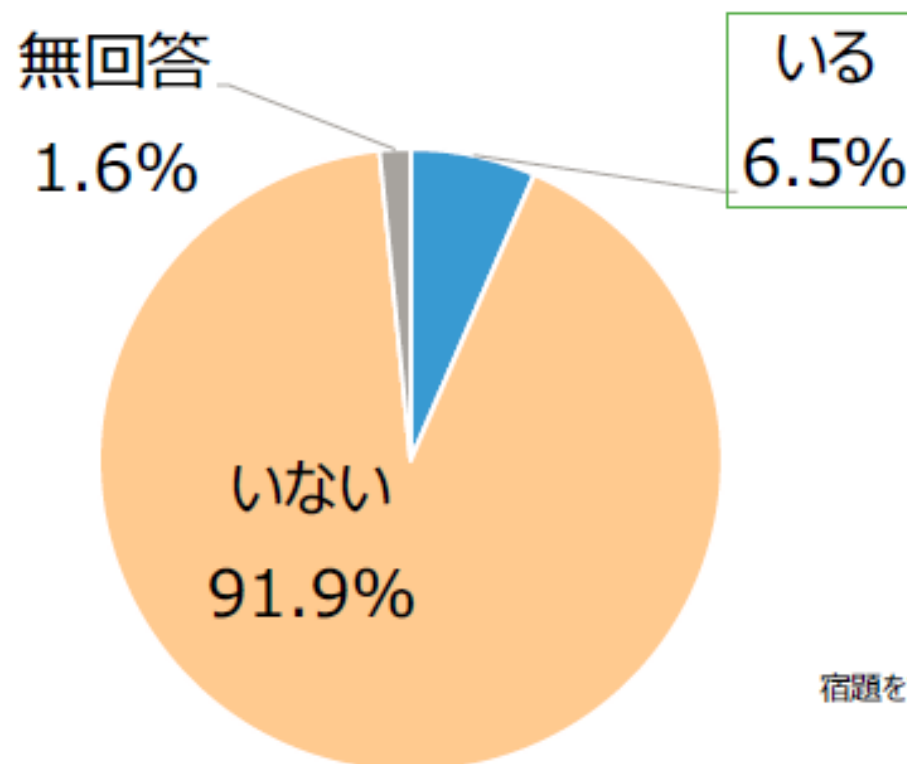
府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果① (WEB調査)

【調査対象】府立高校生全員(102,630人)

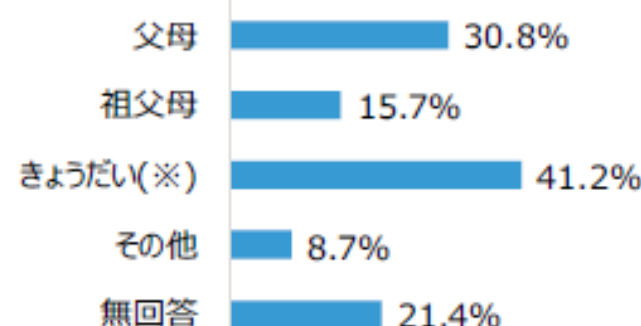
【調査期間等】令和3年9月3日～10月31日、回答者数:20,182人(回答率約19.7%)

世話をしている家族が「いる」と回答したのは、回答者全体の6.5%

■府立高校全体の回答者



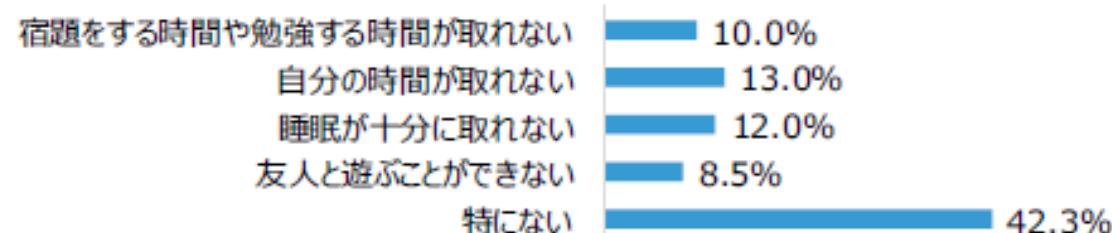
「いる」と答えた生徒のうち、世話をしている家族の内訳(複数回答)



※きょうだいの状況(複数回答)

幼い63.1%、身体障がい2.8%、知的障がい7.6%
精神疾患・依存症(疑い含む)2.6%、病気3.0%

世話をしているために、やりたいけれど
できていないこと(上位5項目・複数回答)

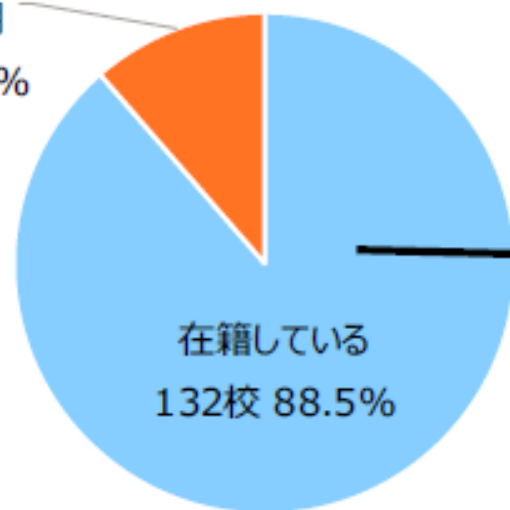


府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果② (WEB調査)

世話をしている家族が「いる」と回答した生徒(1,312人)のうち、
学校名を明らかにした者(783人)の在籍校は149校中132校(約9割)

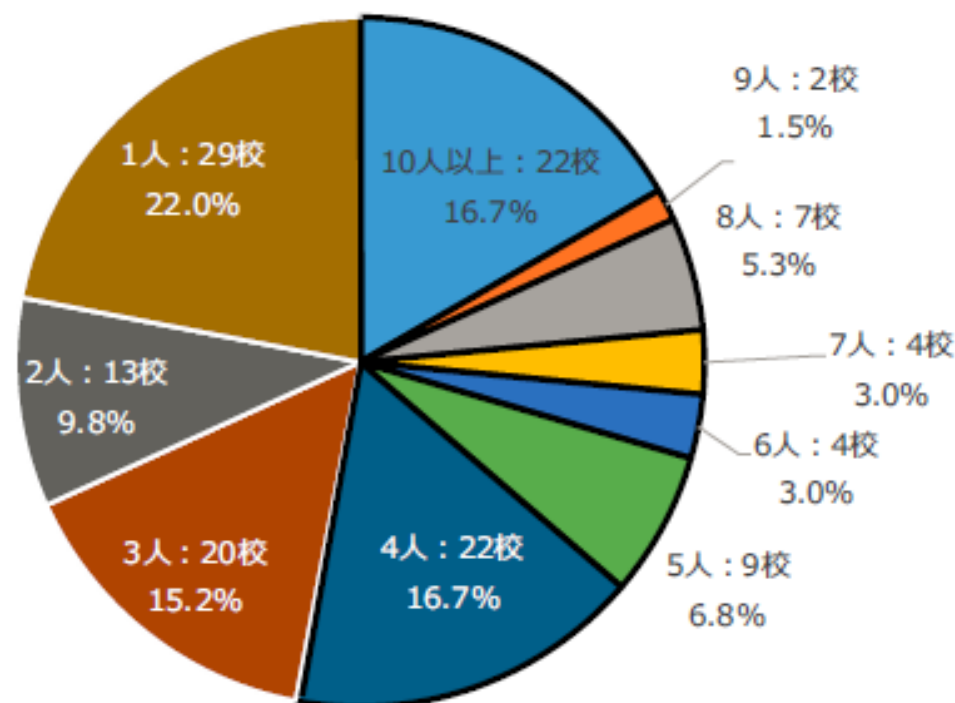
■府立高校全体の回答者

在籍していない、
または不明
17校 11.4%



在籍している
132校 88.5%

左記学校名を明らかにした生徒(783人)の学校別在籍人数

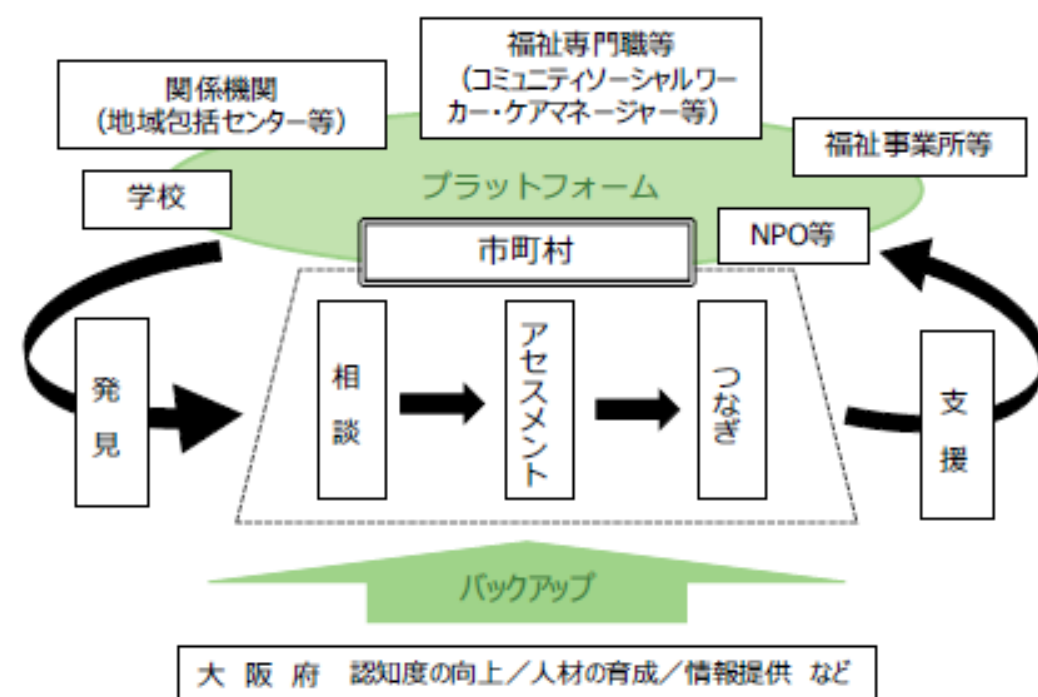


4人以上の生徒が
在籍している高校
70校 (53.0%)

大阪府におけるヤングケアラー支援事業

子どもや若者が家族の世話のために自身の可能性を諦めることなく、自分の将来を自分で切り開いていくことがかなう社会の実現に向けて、ヤングケアラー本人の気持ちを尊重しつつ、必要なとき、必要な支援が届けられるよう、令和4年度から令和6年度の3年間を重点的な取り組みの期間とし、庁内関係部局・市町村等と連携し、取り組みを進めていく。

	今後の方向性	具体的取り組み(案)
①社会的認知度の向上、早期発見・実態把握	地域住民や市町村職員、福祉専門職、教職員等の意識向上を図り、発見頻度を高めるとともに、ヤングケアラー自身の意識醸成を進める。	・ヤングケアラー関連フォーラムの開催 ・市町村職員、福祉専門職、教職員向け研修 ・普及啓発用チラシ・リーフレット作成及び配布
②プラットフォームの整備	相談からの確かなアセスメント、適切な支援へ切れ目なく繋ぐことができるよう、地域の実情を踏まえた市町村における体制整備を支援する。	・相談窓口の設置やコーディネーター配置の働きかけ ・市町村でモデルとなるような取り組みを支援し、好事例を府内市町村へ展開 ・国で作成予定のヤングケアラー対応マニュアルの市町村への配布
③支援策の充実	既存のサービス・支援策により対応するほか、既存のサービス等では対応できない課題への支援策を検討する。	・事業所等への実態調査及びヒアリング ・スクールカウンセラー/スクールソーシャルワーカーの配置拡充 ・市町村のヤングケアラー支援体制の構築に向けた支援 ・ヤングケアラーを支援するNPO法人等の掘り起こし



ヤングケアラーとそのご家族の支援に向けて

- ヤングケアラーへの正しい理解を！
- 世帯全体を支援する視点を持って
- 福祉、介護、医療、教育など様々な関係機関との連携を！

子どもが子どもで いられる街に。

家族を支えている
ヤングケアラーは、
がっつい。

でも、
一人で頑張らないで、
助けを頼ったっていい。

「ヤングケアラー」とは、家族みんなの病や介護で悩んでいるような、
家事や家族の世話を主な役割で行っている子どものこと。
食生活や生活リズムなど、家族や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

ヤングケアラーは、家族みんなの病や介護で悩んでいるような、
家事や家族の世話を主な役割で行っている子どものこと。
食生活や生活リズムなど、家族や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

① ヤングケアラーって？

ヤングケアラーとは、家族みんなの病や介護で悩んでいるような、家事や家族の世話を主な役割で行っている子どものこと。
食生活や生活リズムなど、家族や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

食生活や生活リズムなど、家族や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

食生活や生活リズムなど、家族や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

食生活や生活リズムなど、家族や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

食生活や生活リズムなど、家族や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

食生活や生活リズムなど、家族や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

食生活や生活リズムなど、家族や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

食生活や生活リズムなど、家族や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

食生活や生活リズムなど、家族や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

食生活や生活リズムなど、家族や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

食生活や生活リズムなど、家族や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

② ヤングケアラーは「ふつうのこと」？

家族みんなの病や介護で悩んでいるような、家事や家族の世話を主な役割で行っている子どものこと。
食生活や生活リズムなど、家族や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

食生活や生活リズムなど、家族や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

食生活や生活リズムなど、家族や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

食生活や生活リズムなど、家族や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

食生活や生活リズムなど、家族や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

食生活や生活リズムなど、家族や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

食生活や生活リズムなど、家族や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

4. 指定居宅サービス事業者等に対する 指導及び監査等

令和元年度～4年度の処分事例（大阪府全域）

- ①指定の取消し 12件
- ②指定の効力の全部停止 3件
- ③指定の効力の一部停止 3件



不正請求や重大な運営基準違反等が運営指導等の際に見つかれば、監査を行い、厳正に行政処分等を行います。

各事業者の皆様におかれては、法令を遵守し、適正な事業運営に努めてください。

令和元年度～4年度の処分事例（通所介護事業所の事例）

☆事業開始時より生活相談員2名のうちの1名について虚偽の記載をし、指定を受けた。

☆指定後、この生活相談員が勤務している実態もないにも関わらず、介護報酬を請求した。



指定の取消し処分（H31.4.1）

（根拠規定：介護保険法第77条第1項第9号）

令和元年度～4年度の処分事例（訪問看護事業所の事例）

- ☆利用者A氏について、主治医の医師による指示を受けることなく指定訪問看護を提供し、当該利用者に係る376回分の居宅介護サービス費を不正に請求した。
- ☆利用者B氏について、本件事業所の看護職員が指定訪問看護を提供していないにも関わらず、当該職員が提供したとし、当該利用者に係る267回分の居宅介護サービス費を不正に請求した。



指定の取消し処分（R1.7.1）

（根拠規定：介護保険法第77条第1項第4号
及び第6号、第115条の9第1項第10号）

令和元年度～4年度の処分事例（訪問介護事業所の事例）

- ☆管理者が常時勤務していない期間があった。また、実態として管理者やサービス提供責任者を配置していない期間があった。
- ☆サービス提供責任者が訪問介護計画を作成していなかった。また、サービス提供責任者以外の者が作成した訪問介護計画書を、サービス提供責任者が作成したかのように偽装した。
- ☆介護職員処遇改善加算の算定要件を満たしていなかったにもかかわらず、これを満たしているとする虚偽の計画書を提出し、当該加算分の介護給付費を請求し受領した。等



指定の取消し処分（R4.7.19）

（根拠規定：介護保険法第77条第1項第3号、第4号、第6号及び第11号、第115条の45の9第6号）

業務管理体制の整備に関する届出

区 分	届 出 先
【1】事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	<u>厚生労働大臣</u>
【2】事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	<u>事業者の主たる事業所が所在する都道府県知事</u>
【3】全ての事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者	<u>都道府県知事</u>
【4】全ての事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	<u>指定都市の長</u>
【5】全ての事業者等が1の中核市の区域に所在する事業者	<u>中核市の長</u>
【6】地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	<u>市町村長</u>

業務管理体制の整備に関する検査

①一般検査

事業者の業務管理体制の整備・運用状況について報告を求め、整備された業務管理体制が有効に機能する仕組みとなっているかを確認するものです。

②特別検査

事業所が指定取消等の行政処分を受けた際、役員等の組織的関与の有無等について確認し、必要な場合は、勧告や命令を行うものです。

組織的関与が認められた場合、原則として、当該取消事業所の法人役員及び管理者は、以後5年間は他の事業所の更新や新規指定に関わるができなくなります。(＝連座制)

変更・加算の届出①

(1) 変更届出書の提出

【全サービス共通】

「事業所の名称又は所在地」・「法人情報」・「登記事項証明書」・「事業所の平面図、管理者の氏名若しくは住所又は運営規程」の変更

【サービスによっては届出が必要】

「定員」・「協力医療機関」・「福祉用具の保管、消毒方法、委託先の状況」・「サービス提供責任者」・「設備及び備品の概要」の変更



変更のあった日から10日以内に届出が必要

変更・加算の届出②

(2) 加算の届出

☆締切日にご注意ください。

☆通所介護で「事業所規模による区分」が変更となる場合など、報酬算定に関する事項が変更される場合についても、必ず事前に届出てください。

(2)－2 処遇改善加算・特定処遇改善加算

☆加算を取得しようとする月の前々月末までに計画書等を提出してください。

☆毎年度、実績報告書を提出する必要があります。

(※提出されない場合、既に支給された加算を返還いただくこともあります。
必ず期限までに提出をお願いします。)

廃止・休止・再開の届出①

廃止（休止・再開）届出書の提出

☆指定以降に廃止・休止・再開をする場合は、「廃止（休止・再開）届出書」の提出が必要です。

届出書の提出に伴う留意事項

ア 休止の場合

☆事業継続の意思を有する場合、休止予定日の1か月前までに「休止届出書」を提出する必要があります。

☆休止の状態では、指定の更新はできません。

☆利用者へのサービスに空白が生じないよう利用者の希望を踏まえ他の事業所等への引継ぎを必ず行ってください。

廃止・休止・再開の届出②

イ 再開の場合

☆休止している事業所が事業を再開する場合は、必ず再開後10日以内に「再開届出書」を提出してください。

ウ 廃止の場合

☆事業再開の見込みがない・事業を廃止される事業所については、「廃止届出書」を廃止予定日の1か月前までに提出してください。

☆利用者へのサービスに空白が生じないよう利用者の希望を踏まえ他の事業所等への引継ぎを必ず行ってください。

指定・更新

☆指定の有効期間は6年間です。

☆有効期間前に更新手続きが必要となります。

☆更新手続きが必要な事業所については、郵送等でご連絡する予定ですが、事業者の皆様にも注意していただきますようお願いいたします。

☆居宅介護支援事業者の指定・更新の際には、以下の手数料が必要です。

新規指定	更新（6年ごと）
30,000円	10,000円

介護職員等特定処遇改善加算

☆ハードルは高くありません。未取得の事業所は一度ご検討ください

☆「勤続10年以上の介護福祉士」がいなくても算定可能

☆「月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増」は行えなくても加算は算定可能（例外的取扱いあり）

☆「A:経験・技能のある介護職員」グループを設定しないことは可能（介護職員間における経験・技能に明らかな差がない場合は設定しなくてよい）

☆「A:経験・技能のある介護職員」の賃金改善を「B:その他の介護職員」の「2倍以上とすること」は不要

（令和3年度報酬改定により「AはBより高くすること」に変更されました）

介護サービス情報の公表制度

☆利用者が適切にサービス事業者を選択できるよう、大阪府が事業者の皆様からご報告いただいた情報を、国の「介護サービス情報公表システム」において公表するものです。

☆毎年7月以降、対象事業者に対し、大阪府指定情報公表センターから郵送により、介護サービス情報の報告依頼・手数料の納付依頼を行っています。

☆報告と併せて、必ず手数料2,000円のお支払いをお願いします。

主な指導事項等①

(居宅サービス共通－設備・備品等)

【基準等(要旨)】

専用区画(事務室、相談室、静養室等)に変更がある場合は、遅滞なく変更届出書の提出を行わなければならない。



【指導事項(ポイント)】

事業所の改築等により、専用区画の配置等を変更した場合は、速やかに所管庁へ届け出ること。

主な指導事項等②

(居宅サービス共通－重要事項説明書等)

【基準等(要旨)】

「重要事項説明書」は「運営規程」の概要やその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書であり、サービス提供の開始についてあらかじめ利用申込者の同意を得なければならない。



【指導事項(ポイント)】

☆「重要事項説明書」や「契約書」については、運営規程の内容を基本として、記載内容の統一を図ってください。

☆運営規定に変更が生じた場合は、変更後10日以内に本市への変更届の提出が必要になります。

主な指導事項等③

(居宅サービス共通－内容・手続きの説明・同意)

【基準等(要旨)】

サービスの提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。



【指導事項(ポイント)】

利用申込者が事業所を選択するために重要な事項を説明するものであるため、契約前に説明を行うこと。

主な指導事項等④

(居宅サービス共通－心身の状況等の把握)

【基準等(要旨)】

サービスの提供開始に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。



【指導事項(ポイント)】

サービス担当者会議の記録について、居宅介護支援事業者から提供がなかった場合にあっては自ら記録を作成し、保管しておくこと。

主な指導事項等⑤

(居宅サービス共通－居宅サービス計画等の変更の援助)

【基準等(要旨)】

利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。



【指導事項(ポイント)】

利用者の希望等により恒常的に利用時間等が変更されている場合、個別サービス計画の変更に加えて、居宅介護支援事業者へ連絡し、利用者の状況を報告する等必要な援助を行うこと。

主な指導事項等⑥

(居宅サービス共通サービス提供の記録)

【基準等(要旨)】

サービスを提供した際には、具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、その情報を利用者に対して提供しなければならない。



【指導事項(ポイント)】

☆ サービスを提供した時間は、個別サービス計画に位置付けられている標準的な時間ではなく、実際の時間を記録すること。

☆ 提供日、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況 (体調の変化等)、その他必要な事項を記録すること。

☆ まとめて記録するのではなく、サービス提供を行った際に記録すること。

主な指導事項等⑦

(居宅サービス共通－勤務体制の確保等)

【基準等（要旨）】

- ☆従業員等の勤務の体制を整備しておかなければならない。
- ☆事業所の従業者等によってサービス提供しなければならない。
- ☆研修の機会を確保しなければならない。



【指導事項（ポイント）】

- ☆勤務表を作成するなど、従業者等の管理に努めること。
- ☆雇用契約書・労働条件通知書等により、従業者等が事業所の指揮命令下にあること・職務内容を明確にすること。
- ☆従業者等の資質の向上のために、研修の機会を確保すること。

主な指導事項等⑧

(居宅サービス共通－管理者・サービス提供責任者)

【基準等（要旨）】

- ☆管理者は、従業者・業務の管理を一元的に行わなければならない。
- ☆管理者は、従業者に運営基準（要旨）等を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- ☆サービス提供責任者は、サービス内容の管理について必要な業務等を行うものとする。



【指導事項（ポイント）】

- ☆管理者・サービス提供責任者が訪問介護業務等を行う場合は、本来業務に支障がないよう留意すること。

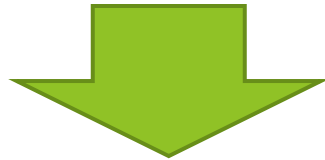
主な指導事項等⑨

(居宅サービス共通－人員基準)

【基準等(要旨)】

☆事業所ごとに置くべき従業者の員数を満たすこと。

☆病院・診療所・訪問看護ステーションと提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合、看護職員が確保されているものとする。



【指導事項(ポイント)】

☆看護職員・介護職員の配置数が、人員基準欠如に該当する場合は、減算することになるため、適正な人員配置を行うこと。

☆病院・診療所・訪問看護ステーションと連携する場合、あらかじめ具体的な連携内容の取り決めを文書等により行うこと。

主な指導事項等⑩

(居宅サービス共通—利用料等の受領)

【基準等(要旨)】

通所介護等においては、利用料のほかに基準に定められた費用の額の支払を利用者から受けることができる。



【指導事項(ポイント)】

☆ あらかじめ、利用者又はその家族に対し、明細を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ること。

☆ 曖昧な名目により費用を徴収しないこと。

☆ 食費については、原則として一食ごとに分けて設定し、提供した食事分のみ徴収すること。

主な指導事項等⑪

(認知症対応型共同生活介護等—身体拘束廃止未実施減算)

【基準等(要旨)】

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。



【指導事項(ポイント)】

- ☆緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合、記録を行うこと。
- ☆身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。
- ☆身体拘束適正化のための指針を整備すること。
- ☆身体拘束適正化のための定期的な研修を実施すること。

主な指導事項等⑫

(全サービス共通－苦情処理)

【基準等（要旨）】

事業者が苦情を受け付けた場合は、組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の内容等を記録しなければならない。



【指導事項（ポイント）】

☆苦情等はサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行う必要がありますので、「その後の経過」、「原因の分析」、「再発防止のための取組」についても記録を残してください。

主な指導事項等⑬

(地域密着型サービス共通)

【基準等(要旨)】

地域密着型サービス事業者については、運営会議を設置し、その会議に対し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。



【指導事項(ポイント)】

☆運営推進会議(定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては「介護・医療連携推進会議」とは、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものです。

☆運営推進会議では、事業所の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けてください。

☆地域密着型の事業所においては、運営推進会議を事業所が自ら設置し、定期的に開催することが運営基準上、定められています。

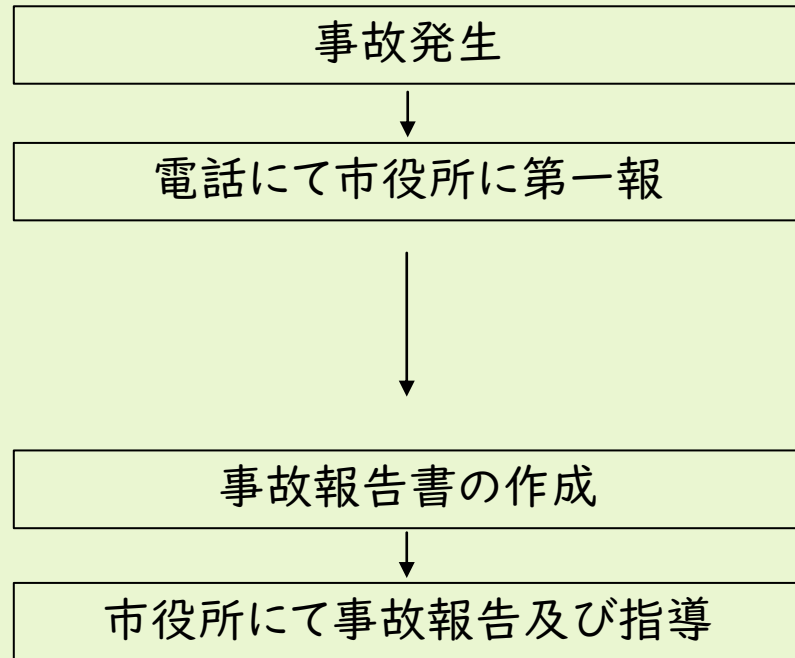
5. 事故報告について

事故報告について

介護サービス中に事故が発生した場合は、下記の流れに沿って、事故報告を行ってください。

※報告が必要な事故は、受診が必要となる骨折、裂傷、誤嚥、腫脹、打撲や、離脱、誤薬等になります。判断に迷う場合はご連絡ください。

【事故報告の流れ】



速やかに本人及び家族の対応をしてください。

事故の状況をご連絡ください。

伝達事項

- ①対象者氏名 ②被保険者番号 ③事故発生日時
- ④事故の状況 ⑤受診・入院先 ⑥家族対応状況

書式を参照ください。他市の書式も使用可です。

日程調整のご連絡をください。

他市の被保険者の場合は報告書の提出のみでも可です。

令和4年度 事故報告集計

事業所種別	件数
特養	22
特定施設	12
GH	11
老健	7
通所	5
短期入所	2
小多機	1
サ高住	1
定期巡回	1
訪問介護	1
合計	63

事故内容	件数
骨折	43
裂傷	6
誤薬	3
打撲	3
離設	2
介護ミス	2
表皮剥離	1
落薬	1
異常なし	2
合計	63

原因	件数
転倒	42
誤薬	3
転落	3
介護ミス	2
服薬忘れ	2
落薬	1
見守り不足	1
不明	9
合計	63

- ・事故は転倒による骨折が非常に多くなっています。令和3年度よりも件数が増加している状況です。
- ・本人による転倒の中では、排泄時が多くなっています。
- ・職員が目を離した隙に起こったという事例も報告されています。

指導内容と改善例

事例①	夜間に居室より物音が聞こえ訪室したところ、ポータブルトイレの前で尻もちをついた状態で座り込んでいる利用者を発見した。翌日受診したところ、大腿骨転子部骨折と診断を受け手術となった。
原因	移動については歩行器で自立しているが、排尿回数が頻回なため、夜間のみポータブルトイレを使用していたが、動作確認が十分にできていなかった。
指導内容	ポータブルトイレを利用される場合は、位置や高さ等が適切かどうか検証し、動作確認についても適宜行い、利用者の安全を確保すること。
改善案	ポータブル設置時には動作確認を行う。また、センサーを設置し立位、歩行の前に行動を把握することで、早めの対応ができるようにする。

事例②	昼食後、食堂で過ごされていた際に食器を片付けようとされ、バランスを崩し床に倒れ込んでいた。受診をしたところ、右大腿部頸部骨折と診断された。
原因	他者の介護のためではあるが、職員が食堂に一人もいない時間帯があった。足元に置いていたゴミ箱につまづいた可能性がある。
指導内容	他の職員に声をかける等、必ず誰かが見守れる体制を整えること。職員で行うこと、利用者と共に行動することを説明するよう努めること。
改善案	後片付けについては、職員で行うことを利用者に再度伝える。ゴミ箱の位置を都度確認し、つまづかないよう配慮を行う。

6. 令和6年4月1日から実施が義務付けられる取組みについて

令和3年度介護報酬改定における改正内容のうち、令和6年4月1日から実施が義務付けられるものがあります。

未実施の事業所については、経過措置期間満了時まで確実に実施できるよう、基準省令等を確認の上、体制整備を行ってください。

虐待の防止①

対象：全サービス

(参考) 介護保険最新情報Vol.945

事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、「虐待の未然防止」、「虐待等の早期発見」、「虐待等への迅速かつ適切な対応」の観点から、次の措置を講じる必要があります。

1、虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）の定期的な開催

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成すること。委員会では、次のような事項について検討を行うこと。また、そこで得た結果については、従業者に周知徹底を図る必要がある。

ただし、虐待等の事案については、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らないため、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要。

- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト への再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

虐待の防止②

対象：全サービス

2、虐待の防止のための指針の整備

「虐待防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進ために必要な事項

虐待の防止③

対象：全サービス

3、虐待の防止のための従業者に対する研修の実施

研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくために、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施すること。また、新規採用時には必ず研修を実施することが重要。(※1)

なお、研修の実施は事業所内の研修で差し支えなく、研修の実施内容については記録することが必要。

(※1) 研修を実施すべき頻度はサービス種別によって異なります。

年2回：地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

年1回：上記以外のサービス

4、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要。また、担当者は虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

認知症介護に係る基礎的な研修の受講

(参考) 介護保険最新情報Vol.945

対象：地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、(看護)小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

○事業者は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保証を実現していく観点から、**介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる必要があります。**

○研修の受講が必須ではない者とは、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者

【具体例】

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師 等

感染症の予防及びまん延の防止①

対象：全サービス

○事業者は、事業所・施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう措置を講じる必要があります。

1、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催

感染対策の知識を有する者（外部の者も可）を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておく必要がある。委員会は、おおむね6か月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催すること。

2、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

指針には平常時の対策及び発生時の対応を規定すること。また、発生時における事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

平常時の対策⇒衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等
発生時の対応⇒発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携 等

感染症の予防及びまん延の防止②

対象：全サービス

3、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練（シミュレーション）の実施

従業者に対する研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、定期的な教育^(※2)を実施し、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容については、記録を行う必要がある。

なお、平時から発生した場合を想定し、訓練（シミュレーション）を定期的に行う^(※2)ことが必要であり、訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施すること。

訓練の実施は、机上を含めてその実施手法は問いませんが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

（※2）…認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護は年2回以上実施、その他の事業所については、年1回以上実施となります。

業務継続計画の策定等①

対象：全サービス

(参考) 介護保険最新情報Vol.945

○事業者は、感染症や災害が発生した場合、利用者へのサービス等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じる必要があります。

○計画に記載する項目等

1、感染症に係る業務継続計画

- イ 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- ロ 初動対応
- ハ 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

2、災害に係る業務継続計画

- イ 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- ロ 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- ハ 他施設及び地域との連携

(参考)

「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

業務継続計画の策定等②

対象：全サービス

○研修の内容

感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

研修は職員教育を組織的に浸透させていくために定期的に行うものとし、新規採用時には別に研修を実施^(※3)することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。

○訓練（シミュレーション）

感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的^(※3)に実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めてその実施手法は問いませんが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

(※3)…認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護は年2回以上実施、その他の事業所については、年1回以上実施となります。

栄養管理

対象：地域密着型介護老人福祉施設

(参考) 令和3年度介護報酬改定における改定事項
について(厚労省HPに掲載)

入所者に対する栄養管理について、令和3年度から栄養マネジメント加算を廃止し、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うことを踏まえ、管理栄養士が、入所者の栄養管理を計画的に行う必要があります。ただし、栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うものとします。栄養管理の基準を満たさない場合、令和6年4月1日からは栄養管理に係る減算の対象となります。

○栄養管理の手順

- 1、栄養状態を入所時に把握し、多職種の者が共同して入所者ごとの栄養ケア計画の作成する。
- 2、栄養ケア計画に従い、栄養管理を行うとともに、栄養状態を定期的に記録する。
- 3、栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画の見直しを行う。

【参考】

栄養ケア・マネジメントの実務等については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」をご参照ください。

口腔衛生の管理

対象：地域密着型介護老人福祉施設

(参考) 令和3年度介護報酬改定における改定事項について(厚労省HPに掲載)

入所者に対する口腔衛生の管理について、令和3年度から口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして行うことを踏まえ、入所者の口腔の健康状態に応じて、計画的に行う必要があります。

○口腔衛生の管理の手順

1、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行う。

2、1に基づき次の事項を記載した入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。なお、当該計画に相当する内容を地域密着型施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって計画の作成に代えることができる。

イ 助言を行った歯科医師

ロ 歯科医師からの助言の要点

ハ 具体的方策

ニ 当該施設における実施目標

ホ 留意事項・特記事項

【参考】

栄養ケア・マネジメントの実務等については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」をご参照ください。

7. せつつ医療・介護つながりネットについて



摂津市
SETTSU CITY

せつつ医療・介護つながりネット



共によりそい、共に生きる。

住み慣れた地域で暮らし続けるための
介護・福祉サービスの事業所をお探しいただけます。
また、様々なお知らせも随時更新いたします。



摂津市では、摂津市内の医療機関や摂津市内外の介護事業者、摂津市内の介護予防の活動について検索できる「せつつ医療・介護つながりネット」を運用しています。事業者向けページにて、重要な通知文等を掲載しておりますので、定期的な閲覧をお願いいたします。なお、IDやパスワードをお忘れの事業者さまは再発行いたしますので、高齢介護課までご連絡ください。

アンケートへの回答について

動画視聴後のアンケートへの回答をもって、集団指導への出席とさせていただきます。

回答いただけない場合、集団指導は参加いただけなかったものと致しますので、必ず回答をお願いします。

【アンケートURL】

<https://logoform.jp/form/6fa7/339792>

ご視聴ありがとうございました。